

岩手県告示第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、八幡平市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部下水環境課に備えておいて縦覧に供する。

平成24年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（下水道）
- 2 名称 八幡平都市計画下水道